**平群町「災害時生活用水協力井戸」活用マニュアル**

目次

1. 「災害時生活用水協力井戸」について
2. 登録の流れ
3. 登録の注意点
4. 災害時に「災害時生活用水協力井戸」をかつようするにあたり
5. 「災害時生活用水協力井戸」について

地震をはじめ大規模な災害時には、水道が使えずトイレや清掃といった生活用水が不足する事態が想定されます。そこで平群町では、災害時などに井戸水を生活用水として無償で提供していただける井戸を「災害時生活用水協力井戸」として登録しています。※飲料水としてではありません。

1. 登録の流れ
	1. 「災害時生活用水協力井戸」活用マニュアルの内容をよく確認の上、登録の検討をお願いします。
	2. 平群町役場 総務部 総務防災課に問い合わせしてください。
	3. 申請書に必要事項を記載し、平群町役場へ提出してください。

※詳細や登録の変更は平群町役場 総務部 総務防災課へお問い合わせください。

・問い合わせ先

　平群町役場　総務部　総務防災課　　　TEL　０７４５－４５－６６１９

1. 登録の注意点

「登録の要件」

・協力の井戸が平群町内に存するものであること。

・現在、井戸水を生活用又は事業用として使用しており、今後も引き続き使用するものであること。

・水をくみ上げるための設備を有するものであること。

・生活用水として使用できる水質であること。

「登録後」（災害時に活用するために協力をお願いします）

・井戸の周辺は、動物等が近寄らないように清潔に保つようにしてください。

・ポンプや井戸の蓋など井戸に関係するものが破損しないように点検を心がけてください。

・定期的に井戸を使用するようにしてください。

長期間、井戸を使用していないと井戸の水が濁ってしまう可能性があります。

1. 災害時に「災害時生活用水協力井戸」を活用するにあたり

「所有者（管理者）のみなさまへ」

・災害時は、井戸の様子や周囲（自宅やお隣）の安全を確認した上で、可能な範囲で、井戸水の提供を行ってください。

・井戸水の提供の際には、特定の利用者に偏ることなく、公平な提供をお願いします。

「飲料水」ではなく、「生活用水」として提供してください。

※井戸水は、地震や大雨の際には、井戸の破損や雨水の侵入で水質が変動している可能性があります。目に見えない細菌などの混入は、目視では判別しかねますので安全保障はできません。

「利用者のみなさまへ」

災害時生活用水協力井戸の井戸水の提供は、所有者（管理者）の善意で協力していただいています。提供は義務ではありません。

下記の事項についてご了承の上で、ご利用ください。

・井戸水の提供は、災害時に水の供給が困難になった場合に限ります。

・利用時間は、所有者（管理者）の指示に従ってください。災害時に、井戸が破損したり、使用が困難になった場合は、提供が中止になる場合があります。

・井戸水を入れる容器類は、各利用者で用意してください。

・井戸水は飲料水としては提供していません。トイレや洗濯用水等の生活用水として利用してください。

※井戸水は、地震や大雨の際には、井戸の破損や雨水の侵入で水質が変化している可能性があります。

・井戸水の利用にあたり、所有者（管理者）の故意ではない事故や被害が生じた場合、所有者（管理者）に責任を問うことはできません。井戸水の利用は、各利用者の自己責任となります。